

議 案 第 89 号

松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティ  
おもてなシティ推進会議条例の制定について

松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなシ  
ティ推進会議条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際し、本市  
における行動計画の策定及びその推進等に当たり、市長の附属機関を設置する  
ため。

松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやきシティ  
おもてなシティ推進会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやきシティおもてなシティ推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際し、その効果を本市のレガシー（未来への遺産）の創出に結びつけ、将来にわたり本市の魅力を増進することを目的に、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやきシティおもてなシティ推進行動計画の策定並びにその普及及び推進に関する事項
- (2) 本市における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する事業の効果的な推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ、経済、観光、文化、国際交流に関する団体その他の団体を代表する者
- (3) スポーツ選手、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

2 部会は、推進会議の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、推進会議の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替

えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 推進会議及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなシティ推進会議委員	日額 8,500円
--	-----------

(この条例の失効)

3 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。